

自治会の皆様へ

宮若市  
自治会活動推進実証事業

自治会の取り組み  
を応援します！



補助額

最大

50万円

※事業費の  
3/4相当を  
補助します

自治会の活動継続のための取り組みや、自治会において地域の絆をつなぐための取り組み等に対し、今後も継続して活動できるよう支援します。

申請期限

令和8年6月30日（火）

申請の流れ

申請・  
審査

1. 申請書
2. 収支計画書
3. 誓約書
4. 規約、名簿を市へ提出後、審査を行います。

決定・  
実施

審査後、決定通知を送付します。申請内容に沿って事業を実施します。

請求

事業終了後、  
1. 報告書  
2. 収支報告書  
3. 参加者名簿  
4. 請求書を市へ提出します。

交付

事業内容等を確認後、補助金を交付します。  
※必要に応じて1/2以内の額を前渡しします。

詳しい制度内容についてはお問い合わせください

宮若市役所 まちづくり推進課

TEL 0949(32)0773



宮若市

# 例えば、こんな事業に使えます



事業例	取り組み例	費用例
自治会 加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規会員確保のための加入促進活動</li> <li>転入者への説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷費用（資料）</li> <li>郵便代（資料発送）</li> <li>食糧費 など</li> </ul>
自治会の 絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>親睦行事の開催（餅つき、BBQ大会、夏祭りなど）</li> <li>会報誌の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品購入費（音響器具、テント、レクリエーション用品）</li> <li>食糧費</li> <li>原材料費（調理が必要な食材）</li> <li>印刷経費（資料）</li> <li>郵便料金（案内文書）</li> <li>燃料費（プロパンガス、ガソリン）</li> <li>賃借料（器具レンタル）</li> <li>会場使用料 など</li> </ul>
持続的な 自治会運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動拠点施設修繕</li> <li>視察研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕費（施設、器具）</li> <li>バス借り上げ料 など</li> </ul>
生活環境等の 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化活動</li> <li>防犯・防災活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食糧費</li> <li>消耗品（軍手、タオル）</li> <li>原材料費（花の苗）</li> <li>備品購入費（防災備品）</li> <li>謝礼金（講師謝礼） など</li> </ul>
その他 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの見守り活動</li> <li>ひとり暮らしの高齢者への声掛け活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品（スタッフジャンパー、腕章、帽子） など</li> </ul>

※食糧費の上限は、600円以内（参加者1名につき）です。

（食糧費には、お弁当等食事、茶菓子、飲み物などが含まれます）

※参加賞・景品等の上限は1,000円以内（参加者1名につき）、景品については、総額5万円以内です。

※参加賞・景品等として金券（商品券・クオカード等）類を利用される場合、それらにかかった経費は本補助金の対象外となります。

※申請は、単年度につき1自治会1事業とします。

